

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書

令和6年能登半島地震へのさらなる災害対応と一日も早い被災地の再建が望まれるなか、全国的にも近年において、大規模化している地震、台風や局地的豪雨等の風水害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害をもたらしており、地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、国及び地方自治体、民間が一体となって防災・減災、国土強靱化の取組を進めるとともに、地域の防災力の一層の強化を図ることが重要であり、本町は、厳しい財政状況の中、防災・減災対策を着実に進めようとしているが、必要となる財源の確保という大きな課題に直面している。

緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%、そのうちの元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、地方自治体にとって極めて重要な財源であるが、緊急防災・減災事業債は令和7年度までの時限措置であり、防災・減災対策を着実に進める上で、各地方自治体の大きな懸念材料となっている。

よって国におかれては、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされているが、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
2. 地域の実情に応じて、起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など、一層の制度拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月29日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣